

令和2年第3回取手市議会定例会提出予定議案説明記録（第1部）（速報版）

実施年月日	令和2年 8月27日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（藤井信吾君） おはようございます。令和2年第3回定例会に係るオンライン会議によります提案理由の説明等に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。まず、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、議員の皆様、また事業者や医療従事者をはじめとした市民の皆様には、長期間にわたりまして、様々な御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、今年の梅雨でございますが、非常に長く続き、観測史上4番目に遅い梅雨明けとなりました。また梅雨明け後は、連日、猛暑日を記録し、静岡県では日本最高記録に並ぶ41.1度を記録するなど、歴史的な酷暑の夏となりました。取手市では気候非常事態宣言を表明したばかりですが、この一連の異常気象ともいえる天候は、環境保全の重要性を私たちに改めて認識させました。市といたしましては、気候が既に異常な状況であるとの危機感を市民の皆様と共有し、気候変動の緩和と、それに適応するまちづくりに決意を持って取り組んでいくべく、引き続き、本取組への御理解、また御協力をお願いいたします。

次に、特別定額給付金事業についてでございますが、去る8月19日をもちまして、取手市での申請受付が終了となり、4万8,693世帯、99.6%の皆様から御申請をいただき、給付金を支給することができました。3か月にわたる事業運営に際し、議員の皆様を初め、市民の皆様の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

最後に、本議会では、令和元年度決算の認定や新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を提出しております。慎重審議の上、ご承認駆けつけて賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の第50号から、第58号までの9件を一括いたしまして、提案理由をご説明申し上げます。まず議案第50号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてであります。本条例につきましては、地方自治法が改正され、市長等の市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、故意ではなく、さらに重大な過失がないときは、条例により、賠償責任額を限定し、それを超えた額を免責することを定める旨の見直しが行われたことを踏まえ、本市においても、地方自治法施行令で定める基準を参酌した上で、条例で、損害賠償責任の上限額を定め、当該上限額を超える部分を免責できるようにするため、今回新たに制定するものであります。次に議案第51号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、人事院規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染した方や、その疑いのある方の、移送搬送作業と、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急に行われた作業に係る特殊勤務手当について定めるとともに、現在は職員が従事をしていない危険を伴い——危険を伴う下水清掃作業に係る特殊勤務手当を廃止するため、

本条例の一部を改正するものであります。

次に議案第 52 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号を通知する通知カードが廃止されたことから、通知カードの再交付手数料に係る規定を削除し、あわせて所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。次に議案第 53 号、取手市建築基準条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、建築基準法施行令が改正されて、条項の移動が生じたことに伴い、同令を引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 54 号、令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 1,903 万 2,000 円を増額し、予算総額を 518 億 404 万 6,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容として、大きく 3 点ございます。

1 点目は、新型コロナウイルス感染症対策事業であります。まず、国の補正予算第 2 号により拡充された、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、児童福祉施設への支援を行います。また、本年 3 月から 5 月にかけて実施した施設の休館により生じた指定管理者の損失について、令和元年度分の精算を行います。

2 点目は、感染拡大に伴い、延期等を決定した事業の減額であります。主に記念式典をはじめとする市制施行 50 周年記念事業等について、来年に実施を延期することとしたため、事業費の減額を計上しております。

3 点目は、高井小学校の内部改修事業であります。現在、ゆめみ野地区の人口増加に伴い、高井小学校の児童数が急激に増えており、既存の教室だけでは、将来的に不足を生じると予測されております。今後必要となる教室数を確保するため、今回、間仕切り設置等の内部改修の実施設計を行うものであります。歳入の主な補正内容であります。歳出に伴うもののほか、普通交付税、臨時財政対策債の決定及び前年度繰越金の確定に伴い、前年度繰越金及び臨時財政対策債の増額、普通交付税の減額をそれぞれ計上しております。また、ふるさと取手応援寄附金について、ビール等の市内特産品が好評であることなどから、予想を上回る寄附金を全国から頂いており、歳入において寄附金収入の増額、歳出において基金積立金及び業務委託料等の経費の増額を計上しております。第 2 表、地方債補正につきましては、合併特例債及び臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第 55 号、令和 2 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、前年度繰越金の確定に伴う歳入予算の財源充当の変更を行うものであります。歳入予算の補正内容につきましては、繰越金の減額【「繰越金の減額」を「繰越金の増額」に発言訂正】、一般会計繰入金の減額を計上しております。

次に、議案第 56 号、令和 2 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、4 億 7,263 万 2,000 円を増額し、予算総額を 111 億 2,996 万 9,000 円とするものであります。

歳入予算の主な補正内容につきましては、財政調整基金積立金及び令和元年度国民健康保険事業特別会計繰越金を一般会計へ繰り戻す繰出金の増額を計上しております。

歳入予算の主な補正内容につきましては、令和元年度の繰越金の増額を計上しております。

次に、議案第 57 号、令和 2 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、2,434 万 1,000 円を増額し、予算総額を 29 億 3,219 万 7,000 円とするものであります。

歳出予算の主な補正内容につきましては、令和元年度後期高齢者医療特別会計繰越金を一般会計へ繰り出す——？たくり戻す？繰出金の増額を計上しております。

歳入予算の主な補正内容につきましては、令和元年度の繰越金の増額を計上しております。

次に、議案第 58 号、令和 2 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、8,637 万 2,000 円を増額し、予算総額を 83 億 8,154 万 1,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、介護給付費準備基金積立金、一般会計への繰出金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、介護給付費準備基金繰入金の減額、前年度繰越金の増額を計上しております。

続きまして、報告第 9 号から第 11 号までの 3 件を一括いたしましてご説明申し上げます。まず報告第 9 号、令和元年度取手市一般会計継続費精算報告書についてであります。本件につきましては非常用発電機設置基本実施設計事業及び井野なないろ保育所地域子育て支援センター建設事業に係る継続費精算報告書で、いずれも平成 30 年度から令和元年度までの各年度の年割額に対する支出額を調製し、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

次に報告第 10 号、令和元年度取手市健全化判断比率についてであります。本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第 3 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率 4 指標の数値を報告するものであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となっております。なお、今回報告させていただきました 4 指標の数値につきましては、暫定の速報値となっております。総務省による確定値の公表は 11 月下旬を予定しておりますので、確定した数値が速報値の数値と同一の場合にあっては、この報告をもって地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による報告とし、同一でない場合にあっては、同項に規定する手続を改めて行うものいたします。

次に、報告第 11 号、債権の放棄についてであります。取手市債権管理条例第 6 号の規定に基づき、放課後児童対策事業保護者負担金、市営住宅使用料、土地貸付料、六郷公民館倉庫、フェンス破損弁償金、学校給食費、駒場汚水処理場維持管理費の 6 項目で、件数は 3,381 件、金額 2,514 万 7,548 円の私債権——私債権を令和元年の中に放棄いたしましたので、同条例第 7 条の規定により、御報告申し上げます。

続きまして、認定第 1 号から第 7 号までの 7 件を一括いたしまして、提案理由をご説明

申し上げます。

まず、認定第1号、令和元年度取手市一般会計決算の認定についてであります。令和元年度は、とりで未来創造プラン2016の、最終年度であったことから、計画に位置づけた事業の具体的な効果の発現を強く意識し、まちの活性化、人口減少、少子高齢化への対応、安全安心な学校教育、協働と持続可能な自治体運営に、いきいき茨城ゆめ大会2019、市制施行50周年を加えた5つを重点項目として、基本的な方針を定め、事業展開を図ってまいりました。決算の特徴点につきましては、この5つの重点項目に従い、報告をいたします。

1点目は、まちの活性化として、280メガヘルツデジタル防災無線の導入と防災ラジオの整備を進め、より確実な防災情報の伝達を図りました。また、取手駅西口地区においては、土地区画整理事業による都市基盤の整備を進めつつ、取手アートギャラリーを整備し、市民の美術、芸術の発表の場を確保しました。

2点目は、人口減少、少子高齢化への対応として、井野なないろ保育所、地域子育て支援センターの整備を進めるとともに、引き続き、シティプロモーションの推進による市のイメージアップ、良質な新築住宅の取得や中古住宅のリノベーションに対する補助、シニア世帯の持ち家を生かした住み替えに対する補助を実施し、特に子育て世帯や市内就業者等への定住化促進を図りました。

3点目は、安全安心な学校教育として、まず藤代南中学校において、老朽化の著しい校舎、体育館の大規模改造工事を実施いたしました。また、各小学校の特別教室について、空調設備設置工事を実施し、児童生徒の安全かつ快適な学習環境の充実を図りました。さらに、通学路交通安全対策プログラムに基づき、道路改良、安全対策施設整備工事を実施し、危険路線の対策及び危険箇所の解消を進めました。

4点目は、協働と持続可能な自治体運営として、まず第6次総合計画の新たな基本計画であるとりで未来創造プラン2020を策定するとともに、市の今後のまちづくりの指針となる立地適正化計画について、住民説明会や、都市計画審議会の承認を経て、公表を行いました。また健康づくりを目指す市民の一体感を高めるため、チャレンジデーを開催するとともに、各分野の市民活動団体と協力して、市民協働サミットを開催し、民間企業と市民活動団体の連携のきっかけづくりを行いました。いきいき茨城ゆめ国体2019、いきいき茨城ゆめ大会2019、市制施行50周年につきましては、市内では、国民体育大会の正式競技として自転車とボウリング、公開競技として武術、太極拳、デモンストレーションスポーツとして、ダンススポーツとエアロビックが行われました。関係団体との協働によりまして、全国から訪れる選手役員をはじめ、応援観戦の来場者を温かくお迎えをし、大会を成功に導くことができました。また、令和2年度に取手市が市制施行50周年を迎えるに当たり、市制要覧や市の魅力映像の制作に着手するとともに新たな取手市民の歌を制作いたしました。この間応援をしていただきました多くの議会の皆様や、また市民の皆様に改めて御礼を申し上げます。以上、令和元年度の決算の認定に当たりまして、その概要を申し上げますが、予算の執行状況及び事業の成果等につきましては、御手元に配付してございます決算書及び決算報告書により御審議いただきますようお願い申し上げます。

次に、認定第2号、令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定についてであります。初めに、本市の顔づくりとなる取手駅西口地区の都市整備事業につきましては、皆様の御理解と御協力により、区画整理事業による都市基盤整備と土地利用推進との一体的なまちづくりを進めているところであります。今後とも格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。歳入の総額は23億4,483万3,000円となりました。主な内訳といたしましては、一般会計からの繰入金、前年度からの繰越金、国庫支出金、県支出金、市債、利用料であります。また、歳出の総額は23億1,924万7,000円となりました。主な内訳といたしましては、事業費、19億6,670万1,000円。公債費、3億5,254万6,000円であります。歳入歳出差し引き額は2,558万6,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の1,069万8,000円を差し引いた実質収支額は1,488万8,000円となりました。

次に、認定第3号、令和元年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてであります。初めに、当市の国民健康保険の加入状況ですが、令和元年度末における国民健康保険の加入者数は、2万5,177人で、市全体の23.5%の加入状況となっております。歳入の総額は119億6,713万5,000円となりました。主な内訳といたしましては、国民健康保険事業、国民健康保険税、県支出金であります。また、歳出の総額は109億5,284万2,000円となりました。主な内訳といたしましては、保険給付費、国民健康保険事業費納付金であります。歳入歳出差引額は10億1,429万3,000円となりました。

次に認定第4号、令和元年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。初めに当市の後期高齢者医療保険の概況ですが、令和元年度末における被保険者数は、1万8,471人で、前年度比104.5%の800人の増となっております。歳入総額は28億2,513万5,000円となりました。主な内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金であります。また歳出の総額は28億19万4,000円となりました。主な内訳といたしましては茨城県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。歳入歳出差し引き額は2,494万1,000円となりました。

次に認定第5号、令和元年度取手市介護保険特別会計決算の認定についてであります。初めに、取手市の高齢者人口は、令和元年度末現在において、3万6,565人で、高齢化率は34.2%、昨年同時期より0.4%の増加となり、超高齢社会という都市形態を形づくっております。また高齢者の介護認定者も同様に増加の一途をたどり、令和元年度末には4,790の方が介護認定を受け、居宅施設等での介護サービスを利用されており、保険給付費も前年度比で3.1%の伸び率となっております。歳入の総額は84億379万1,000円となりました。主な内訳といたしましては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金であります。また、歳出の総額は81億9,896万2,000円となりました。主な内訳といたしましては、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費であります。歳入歳出差引額は2億482万9,000円となりました。

次に、認定第6号、令和元年度取手市競輪事業特別会計決算の認定についてであります。初めに、競輪事業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっておりますが、引き続き、車券の売上げの増進、諸経費の節減に努め、収益率をより一層向上させるよう努力してまい

所存であります。歳入の総額は9億4,942万8,000円となりました。主な内訳といたしましては、通常開催車券発売収入であります。また、歳出の総額は9億3,805万2,000円となりました。主な内訳といたしましては、通常競輪事業に要する経費であります。歳入歳出差引額は1,137万6,000円となりました。

次に、認定第7号、令和元年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定についてであります。歳入の総額は75万1,000円となりました。主な内訳といたしましては、2市1町4組合の関係団体からの負担金及び繰越金であります。また、歳出の総額は46万円となりました。主な内訳といたしましては、委員3名分の報酬、旅費、全国公平委員会連合会等への負担金であります。歳入歳出差引額は29万1,000円となりました。

以上、19件を一括いたしまして、御説明を申し上げます。提出した議案につきまして慎重審議の上適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当部長から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

1点、訂正をさせていただきます。議案第55号の説明におきまして、歳入予算の補正内容につきまして、繰越金の減額と説明しましたが、繰越金の増額の誤りでした。訂正させていただきます。

○総務部長（鈴木文江君） 皆さんおはようございます。総務部、鈴木です。どうぞよろしくお願い申し上げます。私のほうからは、総務部所管の議案3件について御説明させていただきますと思います。議案第50号、51号、52号の3件となります。

では初めに、議案第50号、取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。まず、この制度がつけられた経緯ですが、平成29年の地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体の長などの損害賠償責任の一部免除に関する規定が設けられ、令和2年4月1日に施行されました。これまで住民訴訟の対象となる市長や職員等の損害賠償責任につきましては、損害賠償請求の額の上限が定めておらず、軽過失の場合にも、市長や職員等が個人責任として多額の責任を追及されることがあり、これによって市長や職員等が心理的な負担を抱いて職務の執行において萎縮してしまうとあるとか、損害賠償請求権の放棄が政治的状況にされてしまうといった点が、最高裁判所の判決でも指摘されておりました。このような状況を踏まえて、地方自治法が改正され、その職務を行うにつき、故意ではなく、さらに重大な過失がないときは、損害賠償責任の一部を免責することや、損害賠償責任の上限額を条例で定めることができることとなりました。今回提出させていただいている条例案の中では、損害賠償責任の一部免責を第2条で、損害賠償責任の上限額を第3条で定めております。損害賠償責任の上限額につきましては、改正された地方自治法において、地方自治法施行令で定める基準を参酌し、条例で定めることができるとされておりまして、この地方自治法施行令の基準は、基準給与年額に役職に応じた倍率を掛けて算出されるという形になっております。基準給与年額は、賠償の原因となる行為があった会計年度の在職中に支給される給与額に相当する額を言い、期末手当・勤勉手当は含まれますが、扶養手当・住居手当・通勤手当・単身赴任手当は含まれません。役職に応じた倍率は、条例案第3条各号で定めているとおり、市長の給与基準年額の6倍から始まり、職員が給与基準年額の1倍までと、4段階に分かれております。

この倍率は、地方自治法施行令で定められた基準と同じ基準としております。この倍率については、民意に基礎を置く程度、つまり、直接選挙で選ばれているか、解職請求の対象となっているか、任命権者であるか、独立した執行権限を持っているか、などを踏まえ、地方自治法施行令において設定しているものと考えられます。条例の施行日は公布の日から施行とし、この条例の施行の日以降の行為に基づく損害賠償責任について適用されます。以上、簡単ではございますが、議案第 50 号の説明になります。

続きまして、議案第 51 号、取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本件につきましては、国の人事院規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するため緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対して、特殊勤務手当を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。新型コロナウイルスへの感染リスクを抱えながら、厳しい勤務環境を緊迫した雰囲気の中で作業に当たるなど、例えば、ウイルスに感染した方やその疑いのある方の移送・搬送作業に従事した消防職員などに対し、4,000 円の範囲内で規則において定める額の特殊勤務手当を支給できるよう規定を整備いたします。条例の施行日は公布の日から施行とし、適用日につきましては、既に本年 3 月下旬から 4 月上旬にかけて、計 5 回、ウイルスに感染した方の移送作業や、救急車の消毒作業に従事した消防職員がおりますので、それらの職員に対して支給できるよう、令和 2 年 2 月 1 日といたします。また、現行規定に定められている危険を伴う下水清掃作業に対する特殊勤務手当につきましては、職員が当該作業に従事する機会がないことから、廃止するものといたします。以上簡単ではございますが、議案第 51 号の説明となります。

続きまして、議案第 52 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、個人番号、マイナンバーを通知する通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に関する手数料を廃止するとともに、関係省令の題名の改正に伴う当該省令を引用する規定について、所要の文言整理を行うものです。通知カードの新規発行、再交付が廃止された理由は、通知カードの転居時等における記載事項の変更の手続が、住民及び市町村職員の双方に負担となっており、見直しを求める要望が多くあったことや、社会のデジタル化を進める観点から、紙製のカードから公的個人認証の電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していく観点から行われたものです。条例の施行日は公布の日からといたします。以上、簡単ではございますが、議案第 52 号の説明となります。私からの説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 続きまして、都市整備部、齋藤です。私からは、議案第 53 号及び議案第 55 号について御説明いたします。

まず、議案第 53 号、取手市建築基準条例の一部改正についてでございます。今回の条例改正は、建築基準法施行令の改正によるもので、防火区画——火を防ぐ区画を規定している第 112 条第 3 項に緩和規定が追加されたことにより、従前の第 3 項以降に条項ずれが生じたことから、引用していた条項を整理するもの及び第 137 条の 14 第 3 号が削除され、

第126条の2第2項第1号によるものとされる改正に合わせ、引用部分の変更を行うものでございます。

続きまして議案第55号、令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。補正予算書3ページになりますが、歳入から御説明いたします。

4款、繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入、1,378万8,000円の減。

次に、5款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度繰越金、1,378万8,000円の増を計上しており、また、歳出につきましては、1款、事業費、2項、総務費につきましては、一般職人件費の財源充当の変更を行っております。市長から説明いたしましたとおり歳入歳出の総額に変更はございません。私からの説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○健康増進部長(大野安史君) おはようございます。健康増進部、大野でございます。私のほうからは、議案第56号及び議案第57号につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第56号でございます。令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。まず初めに、歳入からご説明申し上げます。補正予算書4ページを御覧ください。4款、県支出金、2項、県補助金、普通交付金でございます。5億166万1,000円を減額するものです。これは、令和2年度茨城県国民健康保険保険給付費等交付金が67億8,723万円に確定したことによるものです。

続きまして、7款、繰越金、1項、繰越金、前年度繰越金について、9億7,429万3,000円を増額するものです。これは、令和元年度繰越金が15億1,429万3,000円に確定したことによるものとなります。

続きまして、歳出でございます。補正予算書5ページを御覧ください。2款、保険給付費、1項、療養諸費、一般被保険者療養給付費63億7,200万円については、予算額の増減はございませんが、財源の充当を変更するものでございます。

次に、6款、基金積立金、1項、基金積立金、財政調整基金積立金として4億299万2,000円を増額するものです。

続きまして補正予算書6ページ、7款、諸支出金、4項、繰出金、国民健康保険一般会計繰出金、6,964万円です。これは、令和元年度の国民健康保険に関する職員給与費、事務費、出産育児一時金の精算分について、一般会計繰出しをするものでございます。

続きまして議案57号に御説明をさせていただきます。令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。まず歳入からご説明申し上げます。補正予算書3ページを御覧ください。4款、繰越金、1項、繰越金、前年度繰越金について、令和元年度繰越金が確定したことにより、2,434万1,000円を増額するものでございます。続きまして、歳出に移らせていただきます。同じく3ページになりますが、3款、諸支出金、2項、繰出金、後期高齢者医療一般会計繰出金につきましては、歳入で御説明しました令和元年度繰越金を一般会計繰出金として、同額を計上するものでございます。簡単ではございますが、私のほうからは以上となります。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願ひいた

します。

○福祉部長（稲葉芳弘君） おはようございます。福祉部稲葉です。私からは議案第 58 号、令和 2 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,637 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83 億 8,154 万 1,000 円とするものです。

初めに、歳入について主なものをご説明申し上げます。ページをお開きください。4 款、支払基金交付金、1 項、支払基金交付金、令和元年度の介護給付費交付金に不足額が生じ、追加交付を受けるため、介護給付費交付金過年度を、1,524 万 6,000 円増額しています。次に、7 款、繰入金、2 項、基金繰入金、歳出で御説明しましたように、令和元年度、介護給付費額が確定したことにより、1 億 1,124 万 8,000 円減額しております。次に、8 款、繰越金、1 項、繰越金、7 款、繰入金と同様に、令和元年度、介護給付費額が確定したことにより、国県支払基金及び繰入金を精算するため、1 億 7,982 万 8,000 円を増額しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。ページをお開きになってください。1 款、総務費、1 項、総務管理費、介護給付費準備基金積立金につきまして、令和元年度の介護給付費が確定したことにより、5,308 万円増額しております。3 款、地域支援事業費、3 項、包括的支援事業費、任意事業費、成年後見制度利用支援事業に要する経費は、市長申し立てをする件数が年々増加しているため、225 万 6,000 円を増額しております。次に 4 款、諸支出金、2 項、繰出金、一般会計繰出金も、積立金と同様に、介護給付費が確定したことにより、返還金が発生したため、3,103 万 6,000 円増額しております。以上で私からの説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○財政部長（牧野妙子君） おはようございます。財政部、牧野でございます。私からは、報告第 9 号、報告第 10 号及び報告第 11 号の一部を御説明させていただきます。

まず、報告第 9 号、令和元年度取手市一般会計継続費精算報告書につきまして、御説明いたします。議案書の 2 ページを御覧ください。こちらの継続費精算報告書につきましては、非常用発電機設置基本実施設計業務及び井野なないろ保育所地域子育て支援センター建設事業の 2 事業につきまして、継続費設定内容の事業が完了しましたので、いずれも平成 30 年度から令和元年度までの各年度の年割額に対する支出額を調製し、御報告申し上げます。

続きまして、報告第 10 号、令和元年度取手市健全化判断比率につきまして、御説明いたします。議案書の 2 ページを御覧ください。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率、先ほど市長の説明にもございましたように、いずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となっております。

続きまして、報告第 11 号、債権の放棄につきまして、ご説明申し上げます。まず、概要についてですが、市が保有する債権の管理につきましては、体系的な管理基準や徴収不能な債権についての処理基準を明確にし、債権放棄に関する規定を整備することにより、債権管理の適正化をより一層図っていくため、平成 31 年 3 月議会において、取手市債権管理条例が可決され、同年 4 月より条例が施行されました。本件は、市が今後徴収努力を

続けても、徴収見込みがない債権について、取手市債権管理条例第6条各号の規定に基づき、令和元年度中に債権放棄を行いましたので、同条例第7条の規定により、ご報告申し上げます。今回放棄した債権につきましては、議案2ページを御覧ください。放棄した該当事由については、第1号は、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効援用するかどうかの意思を示さないとき、第3号は、破産法、会社更生法、その他の法令の規定により、債務者が、市の債権につき、その責任を免れたとき、第5号は、債務者が死亡し、その相続財産もなく、かつ、その相続人がおらず、または不明なとき、第8号は、債務者が無資力の状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるときでございます。それでは、債権ごとの放棄金額等、詳細につきましては、担当部長よりご説明申し上げます。順不同で申し訳ございませんが、最初に、私から土地貸付料の説明をさせていただきます。放棄した債権一覧の4番を御覧ください。放棄した債権は、市有地である取手市新町の面積79.98平米の土地貸付料で、平成22年4月から、平成24年6月までの27か月分、19万9,287円でございます。本土地賃貸借契約は、平成5年3月31日に締結し、債務者所有の住居に井戸水を引くための井戸用地として貸し付けをしておりました。この契約につきましては、債務者の申し出により、平成24年6月30日をもって土地賃貸借契約が解除されております。契約解除後は、未納となっていた土地貸付料20万9,287円について、納付誓約書に基づき、平成28年度及び29年度に、5,000円ずつ納付がありましたが、平成30年度以降は、納付が滞っておりました。文書及び電話による催告を再三行いましたが、債務者から、生活が困窮しており、支払いが困難であるとの申し出が昨年ございました。令和元年8月に自宅を訪問し、生活状況及び収入状況について調査、確認をしたところ、貸付料の納付は困難と判断したため、債権管理条例第6条第1項第8号に基づき、令和元年11月6日に債権を放棄したものです。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。私からは放課後児童対策事業保護者負担金、六郷公民館倉庫・フェンス破損弁償金、学校給食費の3件の債権放棄について、御説明いたします。まず初めに、放課後児童対策事業保護者負担金です。放棄した債権は、放課後児童対策事業保護者負担金——放課後子どもクラブの利用料で平成20年度分から29年度分について、催告や督促など、様々な取組を行いましたが、市債権の消滅時効に係る時効期間2年が経過したため、債権管理条例第6条第1項第1号に基づき、令和2年3月31日に債権を放棄した56万1,250円です。なお、内訳としましては、1か月分を1件として146件分、児童数として24人分となります。

次に、六郷公民館倉庫・フェンス破損弁償金です。放棄した債権は、平成23年5月8日に発生しました、自家用自動車の運転操作ミスによる事故が原因で、六郷公民館敷地内フェンスと倉庫が損傷を受けたことによる、破損箇所の修復に係る弁償金、40万円でございます。事故の当事者とは、修復費用総額50万850円の支払いについて、平成23年8月26日に納入通知書を発送しましたが、納入期限を経過しても納付が認められないため、再三、電話催告を行い、平成24年1月23日に、1回目の分納誓約を取り交わしました。1回目の分納誓約が不履行だったため、さらに、平成24年5月14日に、2回目の分納誓約を取り交わし、同日に5万850円、7月9日に5万円の納付がありましたが、それ以降

は納付が滞っておりまして。その後も、電話での催告を繰り返し行ってまいりましたが、平成 25 年 9 月に音信不通となり、自宅への訪問を行うも、居住確認はとれず、行方が分からないままとなっていたところ、平成 29 年 2 月に、当人が平成 27 年 9 月に亡くなっていることが発覚いたしました。このため、債権管理条例第 6 条第 1 項第 5 号に基づき、令和元年 12 月 11 日に債権放棄したものです。

次に、学校給食費です。放棄した債権の平成 13 年度分から 29 年度分の学校給食費については、これまで学校及び市で手紙や電話による催告、家庭訪問、納入相談などを行い、平成 26 年度からは、児童手当からの徴収も実施し、未納額の解消に努めてまいりました。今回、市債権の消滅時効に係る時効期間の 2 年が経過したため、債権管理条例第 6 条第 1 項第 1 号に基づき、令和 2 年 3 月 31 日に債権放棄した 930 万 7,990 円でございます。なお、内訳としましては、児童生徒の 1 か月分給食費を 1 件として、2,126 件分、児童数として、290 人分となります。私からは以上でございます。

○建設部長（前野 拓君） 続きまして、建設部の前野です。私からは、2 番及び 3 番、市営住宅使用料、並びに 7 番、駒場汚水処理場維持管理費の債権放棄についてご説明申し上げます。まず、2 番の市営住宅使用料を御覧ください。債権放棄の事由として、債務者死亡及び連帯保証人死亡、あるいは債務者の認知機能の低下など、債務者が時効の援用の意思を示すことができないため、債権管理条例第 6 条第 1 項第 1 号に基づき、令和 2 年 3 月 25 日に、放棄した債権の件数、15 名、908 件、放棄した債権の金額、1,341 万 2,090 円の債権放棄を行いました。

続きまして、3 番の市営住宅使用料を御覧ください。債権放棄の事由として、債務者の自己破産宣告を受け、破産法の規定により、債務者が、市の債権につき、その責任を免れたため、債権管理条例第 6 条第 1 項第 3 号に基づき、令和 2 年 3 月 25 日に、放棄した債権の件数、1 名、64 件、放棄した債権の金額、91 万 8,300 円の債権放棄を行いました。

最後に、7 番、駒場汚水処理場維持管理費を御覧ください。駒場住宅では、生活排水の汚水処理を、建築当初の昭和 48 年から公共下水道が供用開始された平成 14 年までの間、駒場住宅敷地内に設置された集中浄化槽で処理を行い、放流されておりました。当該集中浄化槽の維持管理に要する経費は、受益者である居住者に対し、家賃とは別に維持管理費を徴収し、捻出しておりました。債権放棄の事由として、債務者死亡及び連帯保証人死亡、あるいは債務者の認知機能の低下など、債務者が時効の援用の意思を示すことができないため、債権管理条例第 6 条第 1 項第 1 号に基づき、令和 2 年 3 月 25 日に放棄した債権の件数 4 名、135 件、放棄した債権の金額、34 万 8,631 円の債権放棄を行いました。債権放棄についての説明は以上となります。

○総務部長（鈴木文江君） 以上、条例の制定 1 件、条例の一部改正 3 件、特別会計補正予算 4 件、報告 3 件につきましての説明となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上で、第 1 部の説明を終了させていただきます。今後も引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。